



介護福祉士等修学資金 貸付事業の手引き

平成 29 年度

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

目 次

1. 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

- (1) 概要と目的
- (2) 貸付対象者
- (3) 貸付期間
- (4) 貸付額
- (5) 利 子
- (6) 連帯保証人

2. 貸付の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

- (1) 申請方法
- (2) 連帯保証人
- (3) 他の貸付制度との併用

3. 貸付の決定と交付・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

- (1) 貸付決定
- (2) 提出書類
- (3) 資金の交付

4. 貸付契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

5. 貸付契約の休止・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

6. 返還の債務の当然免除・・・・・・・・・・・・ P3

- (1) 免除の条件
- (2) 提出書類
- (3) 免除の決定

7. 返 還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

- (1) 返還対象
- (2) 提出書類
- (3) 返還方法
- (4) 返還口座

8. 返還の債務の履行猶予・・・・・・・・・・・・ P4

- (1) 猶予対象
- (2) 提出書類
- (3) 提出期限
- (4) 猶予の決定

9. 返還の債務の裁量免除・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

- (1) 免除対象
- (2) 返還額の算出方法
- (3) 提出書類
- (4) 免除の決定

10. 現況確認・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

- (1) 提出書類
- (2) 提出期限

11. 届出の義務・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

- (1) 修学中
- (2) 卒業後

12. 退職したときの手続き・・・・・・・・ P7

- (1) 翌月までに再就職する場合
- (2) 翌月までに再就職しない場合
- (3) 特定業務に就かない場合

13. 提出先及び連絡先・・・・・・・・ P7

14. 諸様式・・・・・・・・ P7

15. 申請・届出に必要な書類一覧・・・・・・・・ P9

16. 申請から免除までのフロー一覧・・・・・・・・ P11

各種届出様式・・・・・・・・ P12

1. 制度の概要

(1) 概要と目的

この制度は、大分県における介護福祉士又は社会福祉士（以下、「介護福祉士等」という。）の確保を図るため、介護福祉士等の養成施設等に在学し介護福祉士等の資格取得後、大分県内において介護・相談援助業務（以下、「特定業務」*という。）に従事しようとする方に無利子で修学資金の貸し付けを行います。

また、養成施設等を卒業後、一定の要件を満たした場合はこの修学資金の返還を免除します。

*「特定業務」＝昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務。

(2) 貸付対象者

大分県内の養成施設等を卒業後、県内において特定業務に従事しようとする方が対象となります。

(3) 貸付期間

養成施設等に在学する期間。

(4) 貸付額

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 修学資金 | 50,000円以内（月額） |
| ② 入学準備金 | 200,000円以内（入学年度の初回貸付時） |
| ③ 就職準備金 | 200,000円以内（卒業年度の最終貸付時） |
| ④ 国家試験受験対策費 | 40,000円以内（一年度あたり） |

(5) 利子

貸付利子は無利子です。

ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

(6) 連帯保証人

申請には連帯保証人が必要です。借入申請者が未成年者の場合は法定代理人とします。

2. 貸付の申請

(1) 申請方法

貸し付けを受けようとするときは、貸付申請書〈第1号様式〉に次の書類を添付し、在籍する養成施設等を通じて、大分県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に提出して下さい。

- ① 修学生推薦調書〈第2号様式〉
- ② 貸付申請に係る同意及び誓約書〈第3号様式〉
- ③ 住民票（申請者と連帯保証人分）
- ④ 課税・所得証明書（連帯保証人分）
- ⑤ 離職証明書（養成施設等の入学時に45歳以上で離職して2年以内の者（以下、「中高年離職者」という。）に限る。）

⑥ 学業成績証明書

*その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めています。

(2) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有し、独立して生計を営む成年者とします。

ただし、必要と認める場合、県外に住所を有する方でも差し支えないものとします。

なお、修学資金の貸し付けを受けようとする者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

(3) 他の貸付制度との併用

以下の制度との併用はできません。

- ・生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度
- ・職業訓練として養成施設等に在籍している場合
- ・教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して養成施設等へ就学する場合

*なお、本制度の貸付決定後（貸付期間中）に重複での借入れが判明した場合は、本資金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求めています。

3. 貸付の決定と交付

(1) 貸付決定

貸し付けの可否を「介護福祉士等修学資金貸付決定通知書」、または「介護福祉士等修学資金不承認通知書」により申請者及び連帯保証人へ通知します。

(2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から14日以内に下記①～④の書類を提出して下さい。

*14日以内に提出がない場合は、申請を辞退したものとみなします。

- ① 借用書
- ② 印鑑登録証明書（申請者、連帯保証人及び申請者が未成年者の場合は法定代理人分）
- ③ 振込口座申請書〈様式第4号〉
- ④ 振込口座通帳のコピー（支店名、口座番号、名義のわかるページ）

(3) 資金の交付

修学資金の交付は、下記のスケジュールで分割の方法によって、申請者が指定する口座（借受人本人名義の口座に限る）に交付します。

なお、入学準備金は修学資金の初回交付時、就職準備金は最終回交付時、国家試験受験対策費用は修学資金の上半期分とあわせて交付します。

① 介護福祉士修学資金

交付	第1回目：6月	修学資金+入学準備金+国家試験受験対策費用
	第2回目：10月	修学資金
	第3回目：5月	修学資金+国家試験受験対策費用
	第4回目：10月	修学資金+就職準備金

② 社会福祉士修学資金

交付	第1回目：6月	修学資金+入学準備金+国家試験受験対策費用
	第2回目：10月	修学資金+就職準備金

*複数年度交付を受ける場合、年度初めに在学届<様式第5号>を提出していただきます。

4. 貸付契約の解除

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約が解除されます。

- ・養成施設等を退学したとき。
- ・心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ・学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ・修学資金の貸し付けを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他修学資金の貸し付けの目的を達する見込みがないと認められるとき。

5. 貸付契約の休止

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約を休止します。

- ・養成施設等を休学したとき。
- ・養成施設等から停学処分を受けたとき。

*休止の期間は休学、または停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月となります。

6. 返還の債務の当然免除

一定の要件を満たした場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

(1) 免除の条件

- ① 借受人が、養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、大分県内において特定業務に従事し、5年間*1（過疎地域勤務者、中高年離職者の場合は3年間*2）継続して当該業務に従事したとき。

なお、返還免除要件を達成するまでの期間、返還猶予を受けておく必要があります。

期限までに手続を行わず猶予を受けていない場合には、業務に従事していた場合でも返還開始となります。

*1「5年間」＝在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上。

*2「3年間」＝在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上。

- ② 借受人が特定業務に起因する死亡、または疾病、その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなくなると認められるとき。

(2) 提出書類

- ① 返還免除申請書〈第7号様式〉
- ② 業務従事期間証明書〈第9号様式〉
- ③ (1)②の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書等の写し。

(3) 免除の決定

返還免除の可否を「介護福祉士修学資金等貸付金返還免除決定通知書」、または「介護福祉士修学資金等貸付金返還免除不承認通知書」により、借受人及び連帯保証人へ通知します。

7. 返 還

(1) 返還対象

以下のいずれかに該当することとなった場合、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成施設等を卒業した日から1年以内に大分県内において、特定業務に従事しなかったとき。
(猶予の特例を除く)
- ③ 大分県内において特定業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により特定業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 養成施設等を卒業した日から1年以内に、介護福祉士又は社会福祉士として登録しなかったとき。

(2) 提出書類

返還計画書〈様式第6号〉

(3) 返還方法

資金の返還は、全額（裁量免除に該当する方は、当該計算式により算出された返還額）について、下表（返還年数表）に定める期間内に、元金均等の月賦払いの方法により返還しなければなりません。なお、繰り上げて返還することは可能です。

返還額	返 還 年 数
40万円未満	1年
40万円以上	返還期間は、返還額が40万円を増すごとに1年を加算

(4) 返還口座

返還金は指定する県社協の口座に振り込みをしていただきます。

*** 振込手数料は借受人負担となります。**

8. 返還の債務の履行猶予

養成施設等を卒業したとき、または貸付契約が解除されたときは、その日の属する月の翌月から、修学資金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることができます。

(1) 猶予対象

以下のいずれかに該当することとなった場合。

- ① 大分県内において特定業務に従事している場合。
なお、免除要件を満たすためにはP3「6. 返還の債務の当然免除」を確認してください。
- ② 貸付契約を解除された後、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき。
(猶予期間：在学期間)
- ③ 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き他種の養成施設等*において修学しているとき。
(猶予期間：在学期間)
*「他種の養成施設等」＝介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設
- ④ 国家試験を受験できなかった場合、または不合格となった場合、翌年度の国家試験を受験する意思があるとき。
(猶予期間：2年間。ただし、社会福祉士の場合は3年間)
- ⑤ 国家資格取得者が卒業後、特定業務に就くことができなかったが、1年以内に大分県内において当該業務に就く意思があるとき。
(猶予期間：1年間。ただし、特定業務以外の職種に採用された者については2年間)

(2) 提出書類

- ① 返還猶予申請書〈第8号様式〉
- ② 業務従事期間証明書〈第9号様式〉等、事由を証明する書類

(3) 提出期限

当該理由が生じた日から14日以内

(4) 猶予の決定

返還猶予の可否を、「介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予決定通知書」、または「介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予不承認通知書」により、借受人及び連帯保証人へ通知します。

9. 返還の債務の裁量免除

(1) 免除対象

大分県内において修学資金の貸し付けを受けた期間以上、特定業務に従事したと認められるとき。
ただし、本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく退職した方については免除対象となりません。

(2) 返還額の算出方法

免除の額は、大分県内において特定業務に従事した期間を貸し付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 提出書類

- ① 返還免除申請書〈第7号様式〉
- ② 業務従事期間証明書〈第9号様式〉等、事由を証明する書類

③ 返還計画書〈第6号様式〉

(4) 免除の決定

返還額等を、「介護福祉士修学資金等貸付金の返還額等決定通知書」により、借受人及び連帯保証人に通知します。

10. 現況確認

返還が免除されるまで、毎年4月1日現在の状況について報告書を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 現況報告書〈第10号様式〉
- ② 返還猶予申請書〈第8号様式〉
- ③ 業務従事期間証明書〈第9号様式〉 *前年度、特定業務に従事していた方のみ。

(2) 提出期限

毎年4月15日まで

11. 届出の義務

修学中と卒業後に下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から14日以内に所定の様式に証明する書類を添えて提出して下さい。

*** 期日までに書類が提出されないときは、返還開始の手続きに移行しますのでご注意ください。**

(1) 修 学 中

- ・借受人の住所、氏名に変更があったとき。(異動届B〈第12号様式〉)
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。(異動届B〈第12号様式〉)
- ・長期欠席、停学、休学、復学、または退学するとき。(異動届A〈第11号様式〉)
- ・修学資金の貸し付けを辞退するとき。(異動届A〈第11号様式〉)
 - * 貸付辞退後も引き続き養成施設等に在学しているときは、返還猶予の対象となりますので、期限内に返還猶予申請書〈第8号様式〉を提出して下さい。返還猶予申請書の提出がないときは、返還開始となりますのでご注意ください。
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したいとき。(連帯保証人変更願〈第15号様式〉)
- ・借受人が死亡したとき。(借受人死亡届〈第14号様式〉)

(2) 卒 業 後

- ・介護福祉士等の国家資格を取得したとき。(異動届A〈第11号様式〉)
- ・特定業務に従事し始めたとき。(異動届A〈第11号様式〉)
- ・特定業務に従事しなくなったとき。
 - 詳細は次章「12. 退職したときの手続き」を参考にしてください。
- ・借受人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。(異動届B〈第12号様式〉)
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。(異動届B〈第12号様式〉)
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したとき。(連帯保証人変更願〈第15号様式〉)
- ・借受人が死亡したとき。(借受人死亡届〈第14号様式〉)

12. 退職したときの手続き

(1) 退職した日の翌月までに、県内において特定業務に再就職する場合。

- ① 提出書類
 - ・異動届 B <第 12 号様式>
 - ・業務従事期間証明書 <第 9 号様式>
- ② 提出期限
退職日から 14 日以内

(2) 退職した日の翌月、県内で特定業務に再就職しない場合。

→*再就職するまでに1ヵ月以上途切れがある場合、やむを得ない場合を除いて退職日の翌月から返還金が生じます。

- ① 提出書類
 - ・異動届 B <第 12 号様式>
 - ・業務従事期間証明書 <第 9 号様式>
 - ・返還免除申請書 <第 7 号様式> (*該当者に限る。)
 - ・返還計画書 <第 6 号様式>
- ② 提出期限
退職日から 14 日以内

(3) 今後、県内において特定業務に就かない場合。

→*退職日の翌月から返還金が生じます。

- ① 提出書類
 - ・異動届 B <第 12 号様式>
 - ・業務従事期間証明書 <第 9 号様式>
 - ・返還免除申請書 <第 7 号様式> (*該当者に限る。)
 - ・返還計画書 <第 6 号様式>
- ② 提出期限
退職日から 14 日以内

13. 提出先及び連絡先

〒870-0907

大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会 福祉資金課 <介護福祉士等修学資金貸付担当者>

TEL : 097-515-7771

FAX : 097-515-7772

<http://www.oitakensyakyo.jp/>

*様式集等掲載していますので、ご参考ください。

14. 諸様式

※コピーしてご利用下さい。ホームページからもダウンロードできます。

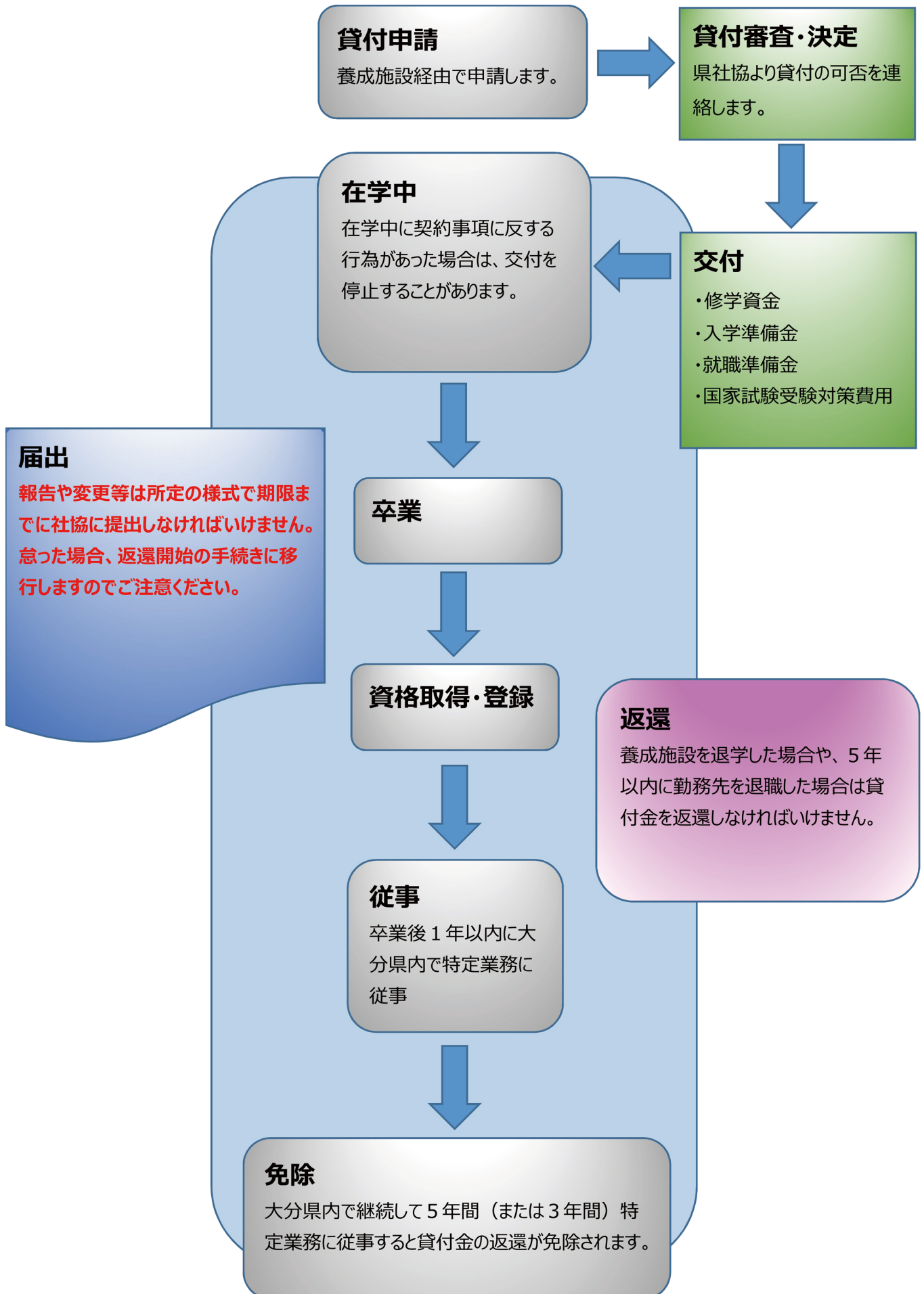
様式番号	様式名称	ページ
第1号様式(介)	貸付申請書	P12・13
第2号様式(介)	修学生推薦調書	P14
第3号様式(介)	介護福祉士修学資金等貸付申請に係る同意及び誓約書	P15
第4号様式(介)	振込口座申請書	P16
第5号様式(介)	在学届	P17
第6号様式(介)	返還計画書	P18
第7号様式(介)	返還免除申請書	P19
第8号様式(介)	返還猶予申請書	P20
第9号様式(介)	業務従事期間証明書	P21
第10号様式(介)	現況報告書	P22
第11号様式(介)	異動届 A	P23
第12号様式(介)	異動届 B	P24
第13号様式(介)	借受人死亡届	P25
第14号様式(介)	連帯保証人変更願	P26

15. 申請・届出に必要な書類一覧

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所		
		様式・その他添付書類		ページ	目次	
在学中	申請 貸付申請をするとき	<ul style="list-style-type: none"> 貸付申請書<第1号様式> 修学生推薦調書<第2号様式> 貸付申請に係る同意及び誓約書<第3号様式> 住民票(申請者と連帯保証人分) 課税・所得証明書(連帯保証人分) 離職証明書(中高年離職者に限る。) 学業成績証明書 		1	2.貸付の申請	
	交付 「貸付決定通知書」を受け取ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 借用書 印鑑登録証明書(申請者、連帯保証人及び申請者が未成年者の場合は法定代理人分) 振込口座申請書<様式第4号> 振込口座通帳のコピー 		2	3.貸付の決定と交付	
	複数年度貸し付けを受けるとき (*貸し付けを受ける2年目以降の年度初め)	<ul style="list-style-type: none"> 在学届<第5号様式> 		2	3.貸付の決定と交付	
	猶予 貸付契約解除後、引き続き養成施設等に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"> 返還猶予申請書<第8号様式> 在学届<第5号様式> 		2 4	4.貸付契約の解除 8.返還の債務の履行猶予	
	届出	長期欠席、停学、または休学するとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届A<第11号様式> 	養成施設の証明が必要	6	11.届出の義務
		復学するとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届A<第11号様式> 	養成施設の証明が必要	6	11.届出の義務
		退学するとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届A<第11号様式> 	養成施設の証明が必要	6	11.届出の義務
貸し付けを辞退するとき		<ul style="list-style-type: none"> 異動届A<第11号様式> 		6	11.届出の義務	
卒業後	猶予 卒業後、引き続き他種の養成施設等に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"> 返還猶予申請書<第8号様式> 在学届<第5号様式> 		4	8.返還の債務の履行猶予	
	届出 国家試験に合格したとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届A<第11号様式> 登録証(写) 		6	11.届出の義務	
	猶予 国家試験に合格して初めて特定業務に就いたとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届A<第11号様式> 返還猶予申請書<第8号様式> 	異動届Aに事業主証明が必要	6 4	11.届出の義務 8.返還の債務の履行猶予	
	猶予 国家試験が不合格だったが、翌年再度受験する意思があるとき	<ul style="list-style-type: none"> 返還猶予申請書<第8号様式> 		4	8.返還の債務の履行猶予	
	猶予 国家試験に合格したが特定業務に就けなかった。1年以内に当該業務従事を目指すとき	<ul style="list-style-type: none"> 返還猶予申請書<第8号様式> 		4	8.返還の債務の履行猶予	
	猶予 国家試験に合格し、他の職種に従事。特定業務に就く意思があるとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届A<第11号様式> 返還猶予申請書<第8号様式> 		6 4	11.届出の義務 8.返還の債務の履行猶予	
	届出 退職① 退職した翌月、県内で特定業務に再就職するとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届B<第12号様式> 業務従事期間証明書<第9号様式> 	異動届Bと業務従事期間証明書に事業主証明が必要	6	12.退職したときの手続き	
	返還 退職② 退職した翌月、県内で特定業務に再就職しないとき	<ul style="list-style-type: none"> 異動届B<第12号様式> 業務従事期間証明書<第9号様式> 返還免除申請書<第7号様式>(*該当者に限る。) 返還計画書<第6号様式> 		6 5 3	12.退職したときの手続き 9.返還の債務の裁量免除 7.返還	

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所		
		様式・その他添付書類		ページ	目次	
返還	退職③ 今後、県内で特定業務に就かないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届B<第12号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式> ・返還免除申請書<第7号様式> (* 該当者に限る) ・返還計画書<第6号様式> 		6 5 3	12.退職したときの手続き 9.返還の債務の裁量免除 7.返還	
	特定業務に5年間(または3年間)従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書<第7号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式> 		3	6.返還の債務の当然免除	
	返還が免除されるまで (* 毎年4/1現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書<第10号様式> ・返還猶予申請書<第8号様式> ・業務従事期間証明書<第9号様式> (* 前年度、特定業務に従事していた方) 	提出期限は毎年4月15日まで	5	10.現況確認	
在学中・卒業後	届出	借受人の住所、氏名等に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届B<第12号様式> ・住民票 		6	11.届出の義務
		連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届B<第12号様式> ・住民票(住所、氏名の変更に限る) 		6	11.届出の義務
		連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人変更願<第14号様式> 		6	11.届出の義務
		借受人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・借受人死亡届<第13号様式> ・死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本 		6	11.届出の義務

16. 申請から免除までのフロー



貸 付 申 請 書

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

フリガナ				性別	男・女	写真添付 (40mm×30mm) 3ヵ月以内撮影
氏 名	印					
生年月日	西暦 年 月 日生（満 歳） （昭和・平成 年）*和暦・西暦の両方記入してください。 中高年離職者は☑を入れてください→□					
住 所	〒 - -					
	TEL: () 携帯: - - e-mail: () @ ()					
養成施設	名 称					
	学科・専攻					
	入学年月	平成 年 月（第 学年在学中）				
	卒業予定年月	平成 年 月				
本人の履歴	昭和・平成 年 月				高等学校・大学卒	

介護福祉士等修学資金の貸付を次のとおり申請します。

種 別	介護福祉士 ・ 社会福祉士	
借入希望金額	①修学資金	円（月額 50,000 円× ヵ月）
	②入学準備金	円
	③就学準備金	円
	④国家試験 受験対策費用	円
	総額 (①+②+③+④)	円
借入希望期間	平成 年 月 から 平成 年 月	
申請理由	*資格取得の目的 や県内で介護業務 に従事する意思、 経済状況等につ いて記載。	
希望就職先	第1希望	

	第2希望				
他の公的給付 貸付等の状況	有 ・ 無				
	名称	日本学生支援機構・日本政策金融公庫・その他()			
	期間	平成 年 月 から 平成 年 月	金額	円	

家族状況 *申請者と同一生計	氏名	申請者との続柄	年齢	勤務先	年間所得(万円)	
	年間所得世帯合計					

私は、当該申込みに基づき契約が締結された場合、連帯保証人となることを承諾いたします。

連帯保証人	フリガナ				
	氏名			印	性別 男・女 続柄
	生年月日	西暦 年 月 日生 (歳) (昭和・平成 年) *和暦・西暦の両方記入してください。			
	住所	〒 -			
		TEL: () 携帯: - - e-mail: (@)	年間所得(万円)		
	勤務先住所	〒 - TEL:			

【添付書類】

- ① 修学生推薦調書<第2号様式>
- ② 貸付申請に係る同意及び誓約書<第3号様式>
- ③ 住民票(申請者と連帯保証人分)
- ④ 課税・所得証明書(連帯保証人分)
- ⑤ 離職証明書
(養成施設等の入学時に45歳以上で離職して2年以内の者(中高年離職者)に限る。)
- ⑥ 学業成績証明書

大分県社会福祉協議会会長 殿

(養成施設)
所在地
名称
長の職・氏名

印

修学生推薦調書

下記の者は所見のとおり、介護福祉士等修学資金の貸し付けを受ける者として適当と認め推薦します。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日生 (満 歳) (昭和・平成 年) *和暦・西暦の両方記入してください。
学科・専攻	
学年	第 学年在学中
所見 (人物、成績、経済的な理由等)	
推薦理由	

大分県社会福祉協議会会長 殿

介護福祉士等修学資金貸付申請に係る同意及び誓約書

社会福祉法人大分県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱に基づき、下記の事項に同意し、貸し付けを受けた後は留意事項を遵守することを連帯保証人連署のうえ誓約します。

記

〈貸付申請にあたって〉

- 1 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 2 貸付申請についての調査、審査のために必要があるときは、私及び私の世帯員、連帯保証人、法定代理人（以下「私等」という。）の資産、収入・負債の状況及び学校の在学状況等につき、貴社会福祉協議会が全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、医療機関、企業等の関係機関に対し、申請書、添付書類の内容について、情報の提供を求めることに同意します。
また、官公署、他の都道府県社会福祉協議会、弁護士、司法書士、行政書士等から私等の生活福祉資金借入状況、返済状況につき情報の提供を求められた場合、貴社会福祉協議会が情報を提供することについても同意します。
- 3 貸付申請後、大分県社会福祉協議会で貸付審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
- 4 貸付審査は、原則として、提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求められることがあります。
- 5 貸付申請に際して、ご提出いただいた申込書等につきましては、ご返却いたしませんので予めご了承ください。ただし、貸付不承認となった場合はご返却いたします。
- 6 貸付不承認理由については、いかなる場合も開示いたしません。
また、私等は、貸付不承認理由の問合せをするなど一切の異議の申立てをいたしません。

〈貸付後の留意事項〉

- 1 養成施設卒業後、実施要綱第10に規定する特定業務に従事すること。
- 2 貸付額に変更があるときは、その都度借用証書を提出すること。
- 3 修学資金の返還の債務が生じたときは、借入金を返還し、大分県社会福祉協議会に迷惑をかけること。
- 4 届出義務を履行すること。

申請者	住所		
	氏名（自署）		印
連帯保証人	住所		
	氏名（自署）		印

第 5 号様式（介）

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号（ ）

（借受人）住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

在 学 届

下記のとおり、在学状況を届け出ます。

学科・専攻	
学 年	年

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

（養成施設）

所 在 地

名 称

代表者の職・氏 名

印

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

返 還 計 画 書

下記のとおり、介護福祉士等修学資金を返還します。

借入期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (カ月間)
借入金額	円 (a)
既返還済額	円 (b)
裁量免除額*	円 (c)

*裁量免除額は手引き P5 の 9. (2)により算出。

返還金額	円 = (a) - (b) - (c)
返還方法 *いずれかに○を して下さい。	<input checked="" type="radio"/> 一括払い <input type="radio"/> 元金均等の月賦払い
返還期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (回払)

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

返 還 免 除 申 請 書

介護福祉士等修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで
借入金額	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c)=(a)-(b)

返還免除申請額	円
返還免除申請理由 (該当の番号に○をする)	<p>1. 5年間特定業務に従事</p> <p>2. 3年間特定業務に従事 <input type="checkbox"/>中高年離職者、<input type="checkbox"/>過疎地域勤務</p> <p>3. 心身の故障</p> <p>4. 死亡</p> <p>5. 借入期間以上、特定業務に従事</p> <p>6. その他</p> <p>()</p>

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

業務従事期間証明書

次のとおり、業務に従事していますので届出します。

業務従事先	所在地	〒 - TEL () -
	法人名 /施設・事業所名	
	職 種	
業務従事期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで (年 カ月間)	
	業務の中断 (休業) 期間	* 該当する場合のみご記入下さい。 平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで (年 カ月間)
	業務の中断 (休業) の理由	* 該当する場合のみご記入下さい。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

所在地

法人名
/施設・事業所名

代表者の職・氏名

印

* 個人印不可

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号（ ）

（借受人）住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

現 況 報 告 書

下記のとおり、平成 年 4 月 1 日現在の現況を報告します。

借受人現住所		(〒 -)
		携帯 - -
勤務先、 または 養成施設	所在地	(〒 -)
	名 称	電話 () -
	職種、 または 養成課程	

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

氏 名

印

携帯番号 - -

異 動 届 A

下記のとおり、届出をいたします。

(* 届出番号に○をしてください。2~6 は養成施設、8 は事業主の証明が必要です。)

↓	1	貸付辞退	年月日	平成 年 月 日
	2	退 学		
	3	長期欠席	各 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	4	停 学		
	5	休 学		
	6	復 学	年月日	平成 年 月 日
休・停学、長期欠席期間			平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

養成施設 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。	平成 年 月 日
	所在地	
	養成施設名	
	代表者の職・氏名	印

↓	7	登 録 *登録証を添付して下さい。	種類・番号	種類 () 番号 (第 号)		
			登録年月日	平成 年 月 日	卒業年月日	平成 年 月 日
			卒業養成施設名			
	8	就 業	就業年月日	平成 年 月 日		
勤務先名称						
勤務先所在地			〒 - TEL : () -			
職 種						

事業主 証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。	平成 年 月 日
	所在地	
	法人名/施設・事業所名	
	代表者の職・氏名	印

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

氏 名 印

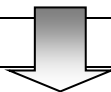
携帯番号 - -

異 動 届 B

下記のとおり、届出をいたします。

(* 届出番号に○をしてください。3 は事業主の証明が必要です。)

1	借受人住所等		* 添付書類 住民票	
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	氏 名	フリガナ
2	連帯保証人住所等		* 添付書類 住所・氏名変更の場合、住民票	
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	氏 名	フリガナ
	勤務先名称			
	勤務先所在地	〒 -	TEL: () -	
3	就 業 先 等		* 事業主の証明が必要です。	
	変更年月日	平成 年 月 日		
	所 在 地	〒 -	TEL: () -	
	名 称		職 種	



事業主証明欄	平成 年 月 日
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
所在地	
法人/施設・事業所名	
代表者の職・氏名	印

4	退 職		今後、大分県内において特定業務に就く意思が □ ない ・ □ ある (←☑をつけてください。)	
	年 月 日	平成 年 月 日		
	事業所名			
	退職理由			

借 受 人 死 亡 届

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (届出者)住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

借受人との関係

借受人が死亡したので、次のとおり届け出ます。

借受人氏名	フリガナ	生年 月日	西暦 年 月 日
			(昭和・平成 年)
大学等名 または 勤務先			
死亡年月日	平成 年 月 日		
死亡の原因			

* 【添付書類】死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本を添付してください。

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

連 帯 保 証 人 変 更 願

下記のとおり、連帯保証人を変更したいのでご承認下さい。

ご承認の上は、新保証人は借受人と連帯して介護福祉士修学資金等貸付要綱に基づく介護福祉士等修学資金の返還の債務を負担します。

変更年月日		平成 年 月 日				
変更理由						
新 連 帯 保 証 人	フリガナ			性別	男・女	続柄
	氏名	印				
	生年月日	西暦 年 月 日生 (歳) (昭和・平成 年) *和暦・西暦の両方記入してください。				
	住所	〒 - TEL : () 携帯 : - - e-mail : ()				
	勤務先名				年間所得 (万円)	
	勤務先所在地	〒 - TEL : ()				
旧 連 帯 保 証 人	氏名					
	住所	〒 - TEL : () 携帯 : - -				

〒870-0907

大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号 大分県総合社会福祉会館内

大分県社会福祉協議会 福祉資金課

TEL : 097-515-7771

FAX : 097-515-7772

<http://www.oitakensyakyo.jp/>